東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成22年度 不適合管理委員会報告情報(平成22年8月31日(火)分)

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になり ます。

平成22年8月31日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分
 該当なし

 区分
 該当なし

 区分
 該当なし

 その他
 29 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器サンドクッション点検において、残留熱除去系(C)吸い込み配管周辺のサンド クッション用ゴムカバーの一部に破れが認められたため、対応検討。	G	
2	1号機	発電機水素ガス冷却装置真空槽真空指示計器点検において、指示値不良(指針の固着)が認められたため、当該計器を交換。	G	
3	1号機	原子炉再循環ポンプ電動機・発電機セット(A)の発電機側温度検出器用フレキコネクタにおいて、 損傷が認められたため、当該フレキコネクタを交換。	G	
4	1号機	タービン建屋屋上電線管点検において、電線管とプルボックスの接続部及び接地線接続部に外れが認められたため、当該部を補修。	G	
5	1号機	屋外主復水器連続洗浄装置周辺照明において、蛍光灯交換後の点灯確認で不点灯(1箇所)が 認められたため、当該照明器具を修理。	G	
6	1号機	保護継電器(主発電機後備保護用(N41-44G))点検において、継電器特性の管理値外れが認められたため、当該保護継電器を調整。	G	
7	1号機	保護継電器(主発電機界磁喪失用)点検において、継電器特性の管理値外れが認められたため、当該保護継電器を調整。	G	
8	1号機	循環水ポンプ(A)用電動機において、上部カバー手すりに腐食が認められたため、対応検討。	G	
9	1号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給ポンプ(A)出口逆止弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
10	1号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給ポンプ(B)吐出ラインドレン弁において、シートリーク(指2本程度)が認められたため、当該弁を点検補修。	G	
11	1号機	保護継電器(所内変圧器(1A)比率差動用(R11-87HTA))点検において、継電器特性に管理値外れが認められたため、当該保護継電器を調整。	G	
12	1号機	保護継電器(所内変圧器(1A)比率差動用(R11-87HTB)) 点検において、継電器特性に管理値外れが認められたため、当該保護継電器を調整。	G	
13	1号機	保護継電器(主変圧器比率差動用(S11-87MT))点検において、継電器特性に管理値外れが認められたため、当該保護継電器を調整。	G	
14	1号機	保護継電器(主発電機・主変圧器比率差動用(N41-87GMT))点検において、継電器特性に管理 値外れが認められたため、当該保護継電器を調整。	G	

NO.	 号機等	不適合件名	グレード	
15		原子炉再循環系入口温度検出器点検において、接続ケーブルの打診により絶縁抵抗値変動が 認められたため、原因調査後対応検討。	G	
16	1号機	原子炉格納容器調気系液体窒素蒸発器ドレン配管ドレントラップ点検において、当該ドレントラップにシール不良(シール部浸食)が認められたため、当該シール部を補修。	G	
17		循環水管電気防食装置点検において、電極用電源ケーブルの絶縁抵抗値不良が認められたため、当該ケーブルを交換。	G	
18		補機冷却海水系バイパス配管(屋外設置)において、配管フランジ接続ボルト・ナット(128組)に腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	G	
19		制御棒監視制御盤表示器の可動枠において、変形ガタツキが認められたため、次回定検で修 理。(制御盤表示器の機能に支障なし)	G	
20	2号機	所内変圧器(A)外観点検において、巻線温度継電器ブッシングCT(計器用変流器)端子箱周辺に油のにじみが認められたため、対応検討。	G	
21		タービン潤滑油系油移送ポンプ吐出フィルタ差圧指示計において、指示値不良(ダウンスケール)が認められたため、当該計器を点検	G	
22		タービン潤滑油系主タービンリフトポンプ(No.8)吐出圧力指示計において、指示値不良(ポンプ 停止で2.0MPa指示)が認められたため、当該計器を点検。	G	
23	3号機	サービス建屋計算機室温度調節弁において、当該弁の開度調節機能にズレ(全閉指令で5%開状態)が認められたため、当該弁を点検。	G	
24	3号機	主復水器連続洗浄装置ブースターポンプ(B1,B2)出口弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検。	G	
25	3号機	主復水器(A)連続洗浄装置洗浄ボール捕集器差圧計指示において、指示値不良(当該捕集器開放状態で4kPa指示)が認められたため、当該計器を点検。	G	
26	4 号 機	原子炉系主蒸気流量計装配管(D)過流量阻止弁の閉状態を示す警報の発生が認められたため、当該弁の開閉状態を調査したところ正常に開状態であることが確認され、当該弁の開閉状態を検知する検出スイッチが誤動作したものと推定されたるため、対応検討。	G	
27		放射性ドレン移送系低電導度廃液サンプポンプ(A)吐出逆止弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検。	G	
28		廃棄物処理建屋ボイラー棟ストームドレンサンプポンプ(A)点検時、ポンプ軸グランド部に摩耗が認められたため、対応検討。	G	
29	その他	一次水処理装置空気圧縮機ドレンフィルターにおいて、同フィルターのエレメント詰まりが認められたため、当該フィルターを点検清掃。	G	